



Press Release

報道参考資料

2005年6月28日
在日米国商工会議所
欧州ビジネス協会
在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所

ACCJ, EBC および ANZCCJ 附帯決議を会社法第821条の必要な見直しへの前進として歓迎

在日米国商工会議所(ACCJ)、欧州ビジネス協会(EBC)、ならびに在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所(ANZCCJ)は本日、国会および日本政府が行った、新会社法案第821条がもたらした問題についての解釈を明確にするための建設的な対応を高く評価すると発表した。本日、日本の会社法の現代化を幅広く導入する同法案は参議院の法務委員会において可決された。しかし、特にその第821条は外国会社に対して様々な潜在的問題をもたらした。法案の審議過程において国会および日本政府は、外資系企業が同法第821条について抱いている懸念事項に関し、ACCJ、EBC及びANZCCJと緊密に討議を行ってきた。

外資系企業が同法案第821条に懸念を示しているのは、以下のような理由からである。外資系企業の中には、日本で設立された子会社という事業形態ではなく、登記を行った上で、また、その多数が各省庁から必要な認可を受けた外国会社支店という事業形態で、何十年間も日本経済に貢献してきている企業が多い。第821条によって、支店形態で活動するこうした数多くの外資系企業が現在の組織形態を変更し、日本で会社を再設立することが早急に必要となる可能性があり、その場合、各省庁の許認可の再申請が義務づけられることになる。その結果、相当な課税やその他費用の負担が生じ、また、従業員を新法人主体に移転する必要性が生じることで、各種の契約や労働協定が無効となるリスクが発生する。

上記の外資系経済団体は、何千人もの日本人従業員を雇用し多大な税金を日本政府に対して納めている企業で構成される。これらの団体は、団体メンバー企業等、日本で活動する良き企業市民に、会社法案第821条が懸念される形では適用されないことを確認するために、国会、法務省及び金融庁に対して働きかけを行ってきた。ACCJ、EBC及びANZCCJは、ほとんどの外資系企業には第821条は適用されるべきではないという、国会における質疑答弁と付帯決議の内容を評価する。今後は、第821条に関するこうした懸念をさらに軽減するために、あらゆる関連する通達、手引、ガイドライン等を外資系経済団体との協議の上で準備することが必要不可欠である。これら団体も、この目的を達成するために日本政府に協力できることを歓迎する。また、これら3団体は、前述の通達などの準備作業の他に、次のステップとして、直ちに、本日可決された付帯決議において公約されたとおり、国会および日本政府が、引き続き「会社法第821条については、…外国会社に与える影響等を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討する」ことに協力できることを期待している。ACCJ、EBC及びANZCCJは、日本政府、国会との協力関係を重視しており、日本政府の重要な目的のひとつである既存の対日直接投資を保護しながら、新規の対日直接投資の促進に良い影響を与えるものと確信している。

以上



Press Release

報道参考資料

- 在日米国商工会議所について -

在日米国商工会議所(ACCJ)は、米国企業 40 社により 1948 年に設立された日本で最大の外資系団体。日本において米系企業のための活動を 55 年間にわたり展開してきた。現在は 1400 社を代表する会員 3000 名を擁し、東京、名古屋、大阪に事務所を置いている。ACCJ では、70 余りの業界・分野別委員会が中心となり活動を行い、政策や経済の動向について年間 500 以上のイベントやセミナーを開催している。日米両国で政策提言を行うと同時に、両国の経済団体および米国大使館と良好な協力関係を築いている。

- 欧州ビジネス協会 (EBC) について -

欧州ビジネス協会 (EBC) は 18 国からなる欧州商工会議所及び駐日経済団体の貿易政策を司る機関である。当協会は、1972 年に設立され、以来駐日欧州企業の貿易、投資環境の改善のため努力している。当協会は現在、欧州商工会議所に所属する 3000 を超える企業、個人会員の代表をしている。このうち、約 400 社の企業は当協会の直接 28 の産業別委員会に参加し、広範囲にわたる経済分野の仕事に携わっている。

- 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所 (ANZCCJ) について -

在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所は、オーストラリア商工会議所 (1970 年代より日本にて活動) が 1991 年に日本ニュージーランド大使館と合意し、日本における両国の利益を高めるとして設立された。以来、日本、オーストラリア、ニュージーランドの企業、組織や個人会員を有し、日本とオーストラリア・ニュージーランドのビジネス、文化交流に関する活動を広げている。詳細は <http://www.anzccj.jp> にて閲覧可能。

【お問い合わせ】

同伴に関するお問い合わせは、在日米国商工会議所 広報担当 高橋美菜 (電話: 3433-6542; メール: mtakahashi@accj.or.jp)、欧州ビジネス協会 ポリシーディレクター ヤコブ・エドバーグ (電話: 3263-6222; 携帯: 090-6544-6822; メール: edberg@ebc-jp.com)、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所事務局 マネージャー キャサリン・ディッカー (tel: 5157-5615; email: manager@anzccj.jp) までお願いいたします。